

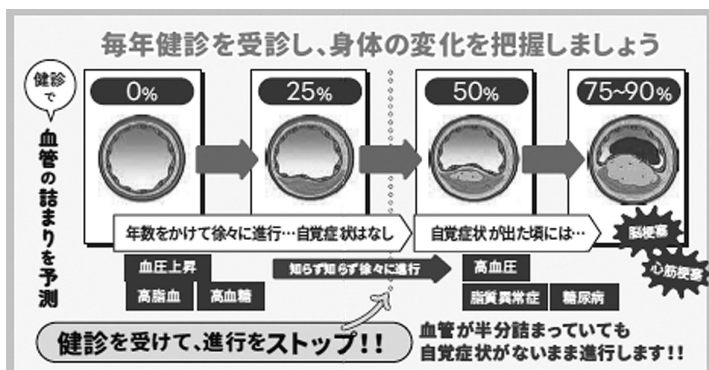
今年度の健診受診の予定はお決まりですか？

看護師、保健師が国保特定健診未受診者宅を訪問しています

不適切な生活習慣を積み重ねることで生活習慣病発症へ、さらに生活習慣病重症化から、要介護状態や最悪の場合は死亡へとつながります。自覚症状がない方や通院中の方も年に一度は健診を受け、生活習慣を見直しましょう。

町では看護師・保健師が国保特定健診未受診者宅を訪問し、健診を勧奨しています。今年度は329件訪問し28件の健診予約につながりました。また、通院先で定期的に血液検査を実施している方は、検査データを提供していただくことで「健診受診」とみなし、町で情報を保管の上、必要に応じ保健指導を行っています。こちらは29件のデータ提供がありました。

今後も各地区の未受診者訪問を行いますので、ご協力をお願いします。



問い合わせ先：健康福祉課 健康推進グループ ☎82-5541

～病気やけがで障がいが残ったら～ 障害基礎年金を知っていますか？

国民年金加入中や20歳前の病気やけがによって障がい残り、障害基礎年金の等級表（1、2級）に定める障害状態の場合に受け取ることができる年金です。

【障害基礎年金を受けるための要件】

■初診日

国民年金に加入している間に初診日（障害の原因となった病気やけがで、初めて医師の診療を受けた日）があること。

※20歳前や60歳以上65歳未満（年金に加入していない期間）で、日本国内に住んでいる間に初診日がある時も含みます。

■納付

①初診日がある月の前々月までの公的年金加入期間の3分の2以上の期間について、保険料を納付または免除されていること。

②初診日において65歳未満であり、初診日がある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと。

■障害認定

障害基礎年金の等級表の1級または2級の障害の状態になっていること。または、障害認定日（※）には該当しなかったが、65歳の前日までに障害の状態になった時。

（※）障害認定日とは、病気やけがにより、初めて医師の診療を受けた日から原則として1年6カ月を経過した日、または1年6カ月以内に症状が固定した日。

問い合わせ先：苫小牧年金事務所 ☎37-3500
町民課 国保年金グループ ☎82-2325

町民意見募集（パブリックコメント）の結果

①白老町新水道ビジョン・経営戦略（案）

◆募集期間：8月29日～9月27日 ◆意見件数：10件

問い合わせ先：上下水道課 業務グループ ☎82-2562

②白老町デジタル田園都市国家構想総合戦略（案）

◆募集期間：8月29日～9月27日 ◆意見件数：8件

問い合わせ先：企画財政課 企画統計グループ ☎82-2714

※パブリックコメントで頂いた意見などについては町ホームページに掲載しています。

